

譲渡性預金規定

1. (預金の支払時期)

譲渡性預金（以下「この預金」といいます。）は、証書表面記載（以下「表面記載」といいます。）の満期日以後に支払います。

2. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および表面記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応答日から預入日の5年後の応答日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

① 預入日から満期日の1年前の応答日までの間に到来する預入日の1年毎の応答日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および表面記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に支払います。

なお、中間払利息を請求する場合には、当金庫所定の譲渡性預金中間払利息支払請求書（以下「中間払利息請求書」といいます。）に、届出の印章により記名押印して、この証書とともに表面記載の取扱店に提出してください。

② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の譲渡があった場合には、この預金の利息は、最終の譲受人に支払います。ただし、中間払利息は、支払請求時の譲受人に支払います。

(3) この預金には、満期日以後は利息を付けません。

(4) この預金の付利単位は1,000万円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (取引の制限等)

(1) 当金庫は、預金者、譲渡人および譲受人の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者、譲渡人および譲受人から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(2) 1年以上利用のない預金口座は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(3) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者、譲渡人および譲受人は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫が指定する方法によって当金庫に届け出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当金庫は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(4) 前3項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者、譲渡人および譲受人の回答、具体的な取引の内容、預金者、譲渡人および譲受人の説明内容およびその他

の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

- (5) 前4項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者、譲渡人および譲受人からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

4. (譲渡)

- (1) この預金は、利息（未払の中間払利息を含む）とともにのみ譲渡することができます。その元利金の一部を譲渡することはできません。

- (2) この預金の譲渡に関する手続きは次によるものとします。

① 当金庫所定の譲渡通知書に、譲渡人の届出の印章により記名押印するとともに譲受人が記名押印したうえ、確定日付を付し、遅滞なく、この証書とともに表面記載の取扱店に提出してください。なお、この譲渡通知書に押印された譲受人の印影は、譲受後のこの預金の届出印鑑とします。

② 当金庫は、提出されたこの証書に譲渡についての確認印を押印したうえ返却します。

- (3) この預金は、次の各号の一にでも該当する場合には、譲渡することができないものとし、次の各号の一にでも該当し、この預金取引を継続することが不適切である場合には、当金庫は、この預金の譲渡を認めず、この証書に譲渡についての確認印を押印しないことができます。

ただし、預金者または譲渡人が、譲渡の相手方が第2号または第3号に該当することを知らなかったことにつき重大な過失がなかったとき、ならびに、譲受人が、預金者または譲渡人が次の各号に該当することを知らなかったことにつき重大な過失がなかったときは、この限りではありません。

① 預金者がこの預金の申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をした場合

② 預金者、譲渡人または譲受人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

A. 暴力団

B. 暴力団員

C. 暴力団準構成員

D. 暴力団関係企業

E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

F. その他前各号に準ずる者

③ 預金者、譲渡人または譲受人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

E. その他前各号に準ずる行為

(4)この預金を質入する場合には、前3項が準用されるものとします。

5. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金は、第4条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第4条第3項1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合は、当金庫はこの預金の申込をお断りするものとします。

6. (預金の解約)

(1)この預金は、満期日前に解約することはできません。

(2)この預金を満期日以後に解約するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して表面記載の取扱店に提出してください。

(3)次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者、譲渡人および譲受人に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

②この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

③この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

④法令で定める取引時確認等における確認事項、および第3条第1項で定める当金庫からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合

⑤第3条第1項から第4項に定める取引の制限にかかる事象が1年以上にわたって解消されない場合

7. (届出事項の変更、証書の再発行等)

(1)この証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法によって表面記載の取扱店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(2)この証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは証書の再発行は、当金庫所定の手続きをしたあとに行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人をもとめることがあります。

8. (成年後見人等の届出)

(1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様にお届けください。

(2)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。

- (3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。
- (4)前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- (5)前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

9. (印鑑照合)

この証書、中間払利息請求書、譲渡通知書、諸届その他の書類に使用された印影を届出印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫はその責任を負いません。

10. (譲受人に対する規程の準用)

この規定は、この預金の譲受人についても適用されるものとし、その後の譲受人についても同様とします。

11. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1)第6条にかかわらず、この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者（この預金の譲受人も含みます。以下、本条において同じ。）の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2)前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ①相殺通知は書面によるものとします。預金証書は届出印を押印して通知と同時に当金庫に提出してください。
 - ②複数の借入金等の債務（預金者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人になっているもの）がある場合には充當の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ③前号の充當の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充當いたします。
 - ④第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3)第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。

- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがある時には、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。
12. (通知等)
- 届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、預金者、譲渡人および譲受人が到達を妨げた場合など、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
13. (準拠法、合意管轄)
- この規定は、日本法を準拠法として、それに従って解釈されるものとします。この規定から生じるあらゆる紛争は、松山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
14. (言語)
- この規定は日本語により作成され、日本語により解釈されるものとします。他の言語による翻訳文は預金者、譲渡人および譲受人の参考のためであり、かかる翻訳文はこの規定並びに当金庫および預金者、譲渡人および譲受人の権利義務の解釈についていかなる効力も有しません。日本語と翻訳文との間に不一致がある場合、日本語が優先します。
15. (規定の変更)
- 当金庫は、お客さまに事前に通知することなく、本規定に記載の内容を店頭表示その他相当の方法で公表することにより任意に変更することができるものとします。変更日以降は、変更後の内容により取扱うこととします。なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。

以 上